

## 自由な著作物流通を守る立場から

### 過大な著作権強化に反対します。

知的財産戦略本部 コンテンツ専門調査会御中  
文部省文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 中山主査殿  
自由民主党 商工部会知的財産政策小委員会 甘利 明委員長殿  
文部科学省著作権課 吉川課長殿  
経済産業省メディアコンテンツ課 広実課長殿  
公正取引委員会 委員長 竹島一彦殿

2003年10月30日

テレビゲームソフトウェア流通協会（ARTS）  
広報担当理事 赤田和博

私はテレビゲームの販売店団体であるテレビゲームソフトウェア流通協会（略称ARTS）の広報担当理事を務めています。当協会は2002年4月に中古販売を合法とする最高裁判決が出た中古ゲームソフト裁判で販売店側を支援いたしました。最高裁判決では、自由な商品流通は著作者の利益にも合致し、文化の発展に必要であるとして、法解釈により、ファーストセールドクトリンによる中古売買合法の判決を出しています。

7月8日政府の、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」が決定され発表されました。同計画では特許審査、知財裁判の迅速化などの異論の少ない計画とともに「コンテンツビジネスの飛躍的拡大（第4章）」と称して、世界に類を見ない情報流通規制につながる著作権の強化が企図されています。

我々著作物小売業者は利用者の要求に基づいて、提供する商品を決め、提供方法もリサイクル（新品・中古販売）に限らずレンタルも行うことで著作物利用の拡大に貢献してまいりました。ゲームリサイクル業も競争の進展とともに他の業種との複合化が進み、自由な著作物流通の枠組みの確保は重要なテーマとなっています。著作権法の目的である文化の発展は利用者の拡大によってもたらされるため、著作権は情報流通を制約しそぎないように必要最小限に抑制されるべきものであります。また不況下で産業活性化のために各種の規制緩和が求められています。しかるに著作物だけが保護と流通規制を強化して産業の硬直化をはかり、消費者の著作物利用に制限を強めることが企図されています。著作物利用の減少は、文化の土壤を疲弊させ情報産業の停滞を招くことにもつながります。

具体的には次の3点について、以下のような問題点があり、過大な著作権強化につながると当協会は考えています。

#### 1、ゲームソフト等の中古品流通の在り方——（第4章、2、（1）、2）、力）

- ① 中古ゲームソフト裁判の争点とまったく同じものであります。推進計画には、「権利者への利益還元のあり方について協議が行われている」と書かれています

が、中古裁判の当事者である当協会はまったくそのような協議の存在を知りません。間違いであるか、もしくは当協会をはずしてそのような協議が行われているとすれば極めて不当な協議であります。判決後当協会加盟店の多くは日本テレビゲーム商業組合にも加盟し、同組合はテレビゲームメーカー団体である日本コンピュータエンタテインメント協会と共同で販売促進事業を行っていますが、これらの製販共同の事業に水を差すものであり、はなはだ迷惑であります。

- ② 國際的な標準はファーストセールドクトリン（一度適法に譲渡された著作物の再譲渡には著作者の権利が及ばない）であり、再譲渡にまで著作権を及ぼすと自由な情報流通の妨げになります。
- ③ 日本の「映画の著作物の頒布（譲渡）権」にはファーストセールドクトリンの明記がなかった為に、ゲームを「映画の著作物」として、中古売買にも著作者の権利が及ぶと言うのが中古ゲームソフト裁判での著作権者側の主張でありましたが、4年間に及ぶ討議の末、最高裁は自由な商品流通は著作者の利益にも合致し、文化の発展に必要であるとして、法解釈として、ファーストセールドクトリンによる中古販売合法の判決を出しました。また判決では、著作権者は最初の販売で代金を取得できるから、再譲渡の時には「二重に利得」を得る必要はない、と中古販売への報酬請求を明確に否定しています。裁判に負けたから法改正で、というのは傲慢であり、司法の愚弄であります。

## 2. レコード輸入権——（第4章、2、（1）、2）、エ）

- ① 音楽用CDに再販制度による価格維持が認められているのは日本だけであり、日本の消費者は著しく高額な音楽用CD（2,200 - 3,000円）を買わされています。輸入盤CDと比較した国内盤の高さは、音楽ファンには察知の事実です。
- ② 日本の消費者は、国内盤の高価格に対して、洋楽は並行輸入品を1,800円程度で外資系大手レコード店などで購入し、邦楽はスーパーなどでアジアからの逆輸入盤を2,000円程度で購入することで対抗していますが、輸入権の創設はこれら廉価な輸入盤を国内市場から排除し消費者に高額な支出を強いるものです。
- ③ 96年のW I P O著作権条約では、輸入権は否決されていて、国際標準にも反します。特に先進国の輸入権創設は途上国に対し自国の市場を開鎖するものであり、南北の富みの格差を拡大する効果をもたらし、問題が多いといわれています。

## 3. 書籍に関する貸与権——（第4章、2、（1）、2）、ア）

- ① 附則4条2項の廃止による貸与権は、個々の作者に禁止権と報酬請求権を与える強力な権利であります。「貸与権連絡協議会」なるものが、何万人といいる作者の権利付託を受け、貸与が秩序を持って行われるかは、大変疑わしいことです。まして旧来の貸本業者を貸与権から除外する点については、差別的な取引の疑いもあり、附則4条2項の廃止は、本のレンタル業の廃業の可能性があります。
- ② このように重要な問題について、「関係者間協議が行われて」と記載されていますが、10月中旬公開された文化審議会法制問題小委員会の8月27日議事録と資料によりますと、協議は「貸与権連絡協議会」と「旧来の貸本業者」と「大手レンタル業者」と協議したと書かれています。しかし大手レンタル業者と言われている

店舗でのレンタルは3店舗だけであり、実際にコミックレンタルを営業している200店舗を越える中小のレンタル業者との協議は行われていません。これらの中小レンタル業者の中にはゲームリサイクルを併業する当協会加盟店も含まれています。大半の当事者を欠いた協議は不当であります。

- ③ かつて2万店の貸本店が出版文化を支えたといわれるのに、現在300店程度のコミックレンタル店が害をなすという意見は理解できません。コミックレンタル店は非常に少なく、レンタルによる被害自体検討されていないようです。このような恣意的で予防的な権利付与は新しい産業の芽をつぶします。
- ④ W1PO著作権条約における商業的貸与権は、コピー問題が発生しやすいプログラム、レコード、ビデオに限られています。コピー問題の少ない書籍にまで貸与権を付与することは国際標準と均衡を欠く可能性があります。むしろ推進計画とは逆に、コピープロテクトが施されたテレビゲームソフトやコピーコントロールCDは貸与権から除外し、レンタル利用の拡大をはかるべきと考えます。
- ⑤ 一部の著作権団体には中古売買を「擬似レンタル」として貸与権侵害とみなす考えがあり、中古裁判でもそのような主張がありました。限度をわきまえない貸与権の拡張解釈であり、審議の末に中古裁判の最高裁判決では「被上告人ら（中古販売業者）は貸与を行っていると認めるに足りないから、貸与については、理由がないことが明らかである。」と結論しています。本の中古売買を規制するために貸与権を要求しているとすれば、不当であります。

上記の理由で当協会は上記3点に関し反対いたします。

以上